

(下線は、変更箇所)

新	旧
教育資金贈与税非課税措置に関する特約 1. (特約の適用範囲) (1) (省略) (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。 ① 貯金者が口座開設時点において30歳未満であること ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当組合に提示すること ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2013年4月1日から<u>2026</u>年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること ④～⑧ (省略) (3) (省略) 2. ～3. (省略) 4. (贈与者死亡時の定め) 第1条第2項第3号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内(2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず)に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額(非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内(2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず)に取得した金銭の価額に対応する金額)を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません(2019年4月1日以後の贈与について適用)。 ① 当該貯金者が23歳未満である場合 ② 当該貯金者が学校等に在学している場合 ③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 また、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、<u>上記①～③のいずれかに該当する場合においても、管理残額を当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします(2023年4月1日以後の贈与について適用)。</u> 5. ～17. (省略) 以 上 <u>(2023年4月1日現在)</u>	教育資金贈与税非課税措置に関する特約 1. (特約の適用範囲) (1) (省略) (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。 ① 貯金者が口座開設時点において30歳未満であること ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当組合に提示すること ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2013年4月1日から<u>2023</u>年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること ④～⑧ (省略) (3) (省略) 2. ～3. (省略) 4. (贈与者死亡時の定め) 第1条第2項第3号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内(2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず)に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額(非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内(2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず)に取得した金銭の価額に対応する金額)を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません(2019年4月1日以後の贈与について適用)。 ① 当該貯金者が23歳未満である場合 ② 当該貯金者が学校等に在学している場合 ③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 <u>(追加)</u> 5. ～17. (省略) 以 上 <u>(2021年4月1日現在)</u>

付 則

この貯金規定の改正は、令和5年4月1日から施行する。